ガス燃焼機器設置・施工業者様、 販売事業者様

ご注意!! ガス機器の設置の際、ガス接続には資格が必要です！

ガス機器の設置にあたっては、法律により、施工内容によって必要な資格が異なります。自分の保有している資格はどこまでの作業が可能かを確認し、資格外の作業には決して着手してはいけません。

ＬＰガス機器の接続工事

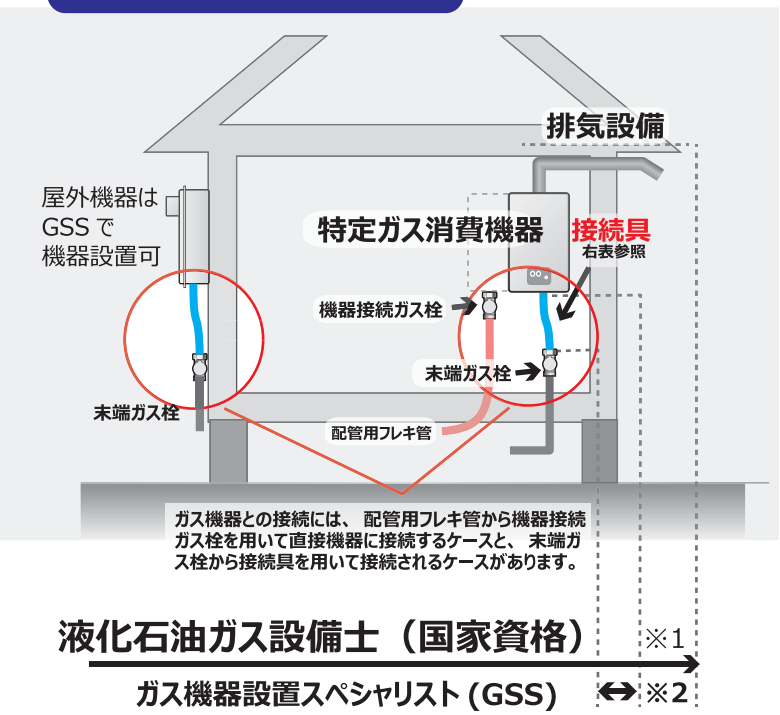

LP ガス機器におけるガス接続工事（取り付け・取り外し）には、 液化石油ガス設備士の国家資格が必要です。

※1 特定ガス消費機器の排気筒接続工事には、 ガス消費機器設置工事監督者の資格が必要ですが、 液化石油ガス設備士もその資格を保有していると認められています。（左図）

※2 左図青色の部分の接続具が燃焼器用ホース（燃焼器接続用継手付ホース）に限りガス機器設置スペシャリストでも工事が可能ですが、 既存の接続が燃焼器用ホース以外の接続具の場合は取りはずしはできません。（左図）

ガス機器接続用の部材等と資格

資格名 ＼ 接続具等	金属継手（ニップル等）	燃焼器用ホース	金属フレキシブルホース	機器接続ガス栓と機器との接続	再講習の期間
液化石油ガス設備士（国家資格）	×	●	●	●	初回 3 年 以降 5 年
ガス機器設置スペシャリスト	×	●	×	×	3 年

都市ガス機器の接続工事

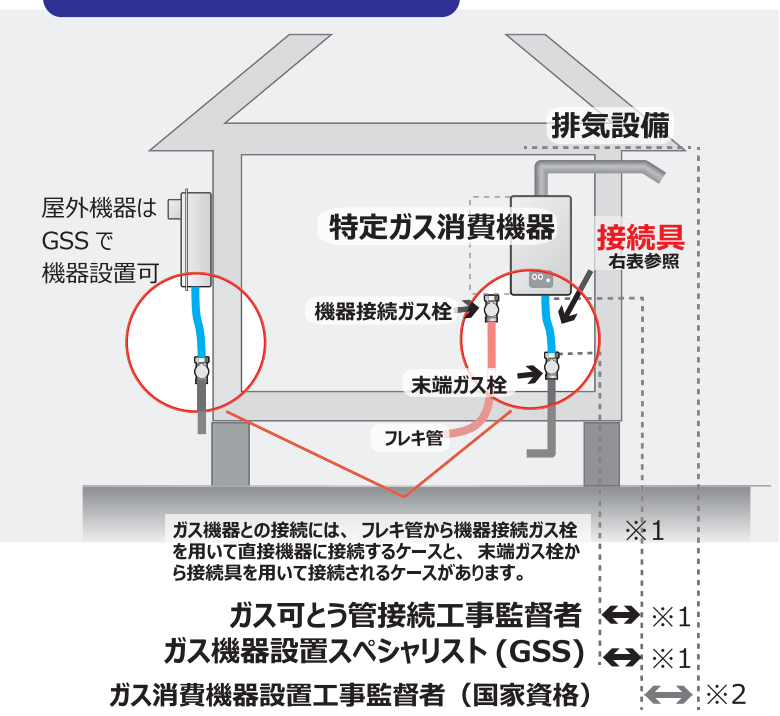

ガス機器接続部の上流側のガス工作物の工事は、 ガス事業者または簡易内管施工登録店が実施します。

都市ガス機器におけるガス接続工事（取り付け・取り外し）には、 以下の民間資格が推奨されています。

※1 ガス可とう管接続工事監督者及びガス機器設置スペシャリストの場合は、 金属可とう管及び強化ガスホースを用いての接続、 及び機器接続ガス栓と機器との接続、 取り外し工事が可能ですが、 同ガス栓含むガス栓自体の取り付け・取替工事はできません。（左図）

※2 特定ガス消費機器の排気筒接続工事には、 ガス消費機器設置工事監督者の資格が必要ですが、 液化石油ガス設備士もその資格を保有していると認められています。（左図）

ガス機器接続用の部材等と資格

資格名 ＼ 接続具等	金属継手（ニップル等）	強化ガスホース	金属可とう管	機器接続ガス栓と機器との接続	再講習の期間
ガス可とう管接続工事監督者	●	●	●	●	指定無
ガス機器設置スペシャリスト	●	●	●	●	3 年

一般社団法人
JGKA 日本ガス石油機器工業会

特定液化石油ガス設備工事の事業届(開始、変更)

液化石油ガス設備工事を行うものは、事業所ごとに所在地を管轄する都道府県知事に届け出を行う必要があります。また、変更などがあった場合も、変更届を出すなど、適切に管理されることが、液石法※1で定められています。

※1　液石法（正式名称　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）
　　届け出に関しては法「第三十八条の十」(特定液化石油ガス設備工事事業の届出)関係」参照

都市ガスとLPガスとで使用する接続具の名称の違い

都市ガスとLPガスでは、似た形状の接続部材でも、それぞれ専用となり、名称も異なりますので注意が必要です。

接続方式については、「ガス機器の設置基準及び実務指針」(以下、黒本と記載）［ ガス機器の設置実務と解説一共通　接続工事 ］に詳しく解説されています。

イラストは一例です。

	LP ガス	都市ガス
	金属フレキシブルホース	金属可とう管
	燃焼器用ホース	強化ガスホース

参考　ガス消費機器設置工事監督者について

ガス接続工事ではありませんが、都市ガス及び液化石油ガス用で屋内に設置する※ガスふろがま又はガス湯沸器と排気筒、排気扇等の設置または変更を行う場合は、この資格をもった監督者が工事の監督をするか又は自ら施工しなければならないことが、「特監法」(特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律)に定められています。

※機器本体が屋外でも、排気筒等の特定ガス消費機器が屋内に設置される場合は、特定工事の対象となります。(黒本 施行規則第2条の解説)

対象機器	ガス消費量	給排気方式
ふろがま	－（消費量に関わらず）	CF式、FE式、BF式、FF式（屋内設置式）
瞬間湯沸器	12kWを超えるもの	
貯湯・貯蔵湯沸器	7kWを超えるもの	

参考　その他の工事資格について

ガス機器の設置にあたっては、電気・ガス・水道の接続が必要なため、工事内容によっては下記の公的資格が必要となります。

・電気工事（第二種電気工事士等）
　コンセントの増設や、給湯器等における電源接続工事（ケーブル接続の場合）に必要です。

・給水接続工事（給水装置工事主任技術者）
　給水・給湯の接続工事には資格は必要ではありませんが、工事事業者内に管理、指導する「給水装置工事主任技術者」が必要であり（公的検査の立ち合い、技術指導）、また、管轄する自治体へ届け出を行ない、「事業者証」を取得する必要があります。

※注意　本リーフレットはそれぞれの資格の工事範囲の全てを説明しておりません。詳しくは資格の講習機関等に確認してください。